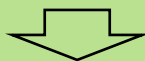


令和6年度 水田農業施策等に関する各種事業 の取組について

!

営農計画書に記載した内容（作物や面積等）に変更が生じた場合や、作付け、収穫、出荷、販売を行わなかった場合、出来なかった場合は、



JAみやぎ登米各営農経済センター・JA新みやぎ志津川営農センター、
または、登米市農業再生協議会まで、速やかにご連絡ください。

!

自然災害等発生時の対応について、【適切な作付けが行われていることを確認
できる書類】として、以下の3つの書類の提出をお願いします。

- ①作業日誌、②種子、肥料、農薬等の購入伝票、
③被害の状況が確認できる写真（圃場ごと）

令和6年2月

登米市農業再生協議会
登米市
みやぎ登米農業協同組合
新みやぎ農業協同組合
宮城県農業共済組合

目次

	ページ
○ 令和6年度の主な変更点(抜粋)	1
○ 主食用米の需要情報並びに生産の目安	2
○ 生産調整推進に係る基本方針	3
○ 5年の水張り要件・1か月以上の水張り	5
○ 各種交付金等の内容	6
1 【改定】水田活用の直接支払交付金	6
2 【改定】畑地化促進事業	15
3 【継続】コメ新市場開拓等促進事業	17
4 【継続】畑作物産地形成促進事業	18
5 【継続】麦・大豆生産技術向上事業	19
6 【継続】畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	20
○ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)	22
○ 収入保険制度	22
○ 新規需要米に取り組む場合の手続き等	23
○ 農地中間管理事業による農地集積の概要	26
○ 日本型直接支払事業の概要	28
○ 参考資料① 令和6年度水田農業における品目別の所得試算額	30
○ 参考資料② 各種交付金の組み合わせによる交付見込額	32
○ 各種書類の提出時期	33
○ 各種交付金の交付予定時期	33

国や県の制度改正等により、事業内容・事業要件・交付単価・スケジュール等に変更が生じることがあります。このような場合には、改めて情報提供させていただきます。

令和6年度の主な変更点（抜粋）

1 米の需要情報並びに生産の目安（詳細2ページ）

主食用米については、少子高齢化に伴う人口減少等の影響を背景に、毎年約10万トンずつ消費が減少しており、各産地において需要に応じた生産を継続していくことが必要であることから、国は、令和6年産の全国における主食用米の適正生産量を令和5年産と同水準の669万トンに設定しました。

登米市の「生産の目安」についても、令和5年産と同面積の8,679ヘクタールが示されたところであり、引き続き、農業者や農業協同組合等の皆様と連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。

2 5年の水張り要件・1か月以上の水張り（詳細5ページ）

令和4年度から8年度までの5年間で、一度も水稲作付け（飼料用米やWCS等、米形態の転作含む）、または1か月以上の水張りが行われない農地については、令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外される見込みです。

「5年の水張り要件」への対応として、水稲作付けではなく「1か月以上の水張り」を行う場合は、事前に農業再生協議会へ届出願います。

令和6年度から「生産調整及び水稲生産実施計画書」に、「1か月以上の水張りを実施する場合の開始予定日」の記入欄を追加しました。「1か月以上の水張り」を実施予定の場合は、圃場ごとに開始予定日を記入願います。

3 水田活用の直接支払交付金に係る要件の厳格化（詳細6～8ページ）

水田活用の直接支払交付金については、会計検査院からの指摘に基づき、令和6年度より以下の内容について、厳格化が図られることになりました。

- (1) 交付対象水田について、国、県、市等の補助金を活用した処分制限期間内のハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外されます。
- (2) 自家利用の飼料作物等について、収量記録、給餌記録、放牧記録など、収量の妥当性を確認できる書類の提出が必要になります。
- (3) 飼料作物、WCS等について、収量確認の目安となるよう、地域毎の基準単収、または平均単収が設定されます。
- (4) 複数年にわたり、連続して収量低下の理由書が提出された農業者に対しては、農政局からの改善指導が徹底されます。改善指導の内容が実行されない場合は、交付対象外になります。

上記(1)～(4)については、本冊子の作成時点（令和6年1月末）において、国・県から具体的な基準や様式等が示されておりません。国・県から正式な情報が入りしだい、速やかにお知らせします。

4 産地交付金（地域枠）の見直し（詳細10～11ページ）

一般品種による飼料用米の助成単価が段階的に引き下げられることから、多収性品種生産の条件整備が軌道に乗るまでの激変緩和措置として、産地交付金の地域枠により「飼料用米（一般品種）継続支援助成」を新設します。

※一般品種による飼料用米の作付けに対して、10a当たり3,000円を支援します。

5 飼料用米（一般品種）への支援水準の見直し（詳細25ページ）

飼料用米について、多収性品種による作付転換を推進するため、一般品種の支援水準が令和6年産から令和8年産にかけて段階的に引き下げられます。

令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
5.5～10.5万円/10a (標準単価8.0万円/10a)	5.5～9.5万円/10a (標準単価7.5万円/10a)	5.5～8.5万円/10a (標準単価7.0万円/10a)	5.5～7.5万円/10a (標準単価6.5万円/10a)

主食用米の需要情報並びに生産の目安

1 主食用米の需要情報（生産の目安）

		R 5 目安①	R 5 実績②	R 6 目安③	増減③-①	増減③-②
全 国	適正生産量	669 万 t (125 万 ha)	661 万 t (124.2 万 ha)	669 万 t (125 万 ha)	0 t (0ha)	8 万 t (0.8 万 ha)
宮城県	生産の目安	307,623 t (56,935ha)	323,800 t (57,200ha)	307,489 t (56,935ha)	△134 t (0ha)	△16,311 t (△265ha)
登米市	生産の目安	49,210 t (8,679ha)	49,662 t (8,761ha)	49,210 t (8,679ha)	0 t (0ha)	△452 t (△82ha)

2 農家への情報提供

需要に応じた主食用米の生産に取り組み価格の安定を図るため、宮城県農業再生協議会が作成する「宮城県水田農業推進方針」や市町村別に示される「生産の目安」を基に、登米市における「生産の目安」を設定し、生産者ごとに提示します。

(1) 基準単収

(単位:kg/10a)

地 区 名	農家配分基準単収 (慣行栽培基準単収)	地 区 名	農家配分基準単収 (慣行栽培基準単収)
迫	558	米 山	568
登 米	562	石 越	567
東 和	544	南 方	561
中 田	586	津 山	534
豊 里	568	登米市	567

(2) 農家配分率

登米市全体の「配分対象水田面積」に対する県から示された「生産の目安（面積）」の割合により設定します。

配分対象 水田面積 ①	生産の目安 (面積) ②	生産の目安 (数量) ③	農家配分 基準単収 ④=③÷②	農家配分率 ⑤=②÷①
15,505ha	8,679ha	49,210 t	567 kg/10 a	55.97%

【参考：令和5年産 55.89%】

※農地転用の必要がある水田は、配分対象水田から除外します。【=水田台帳から除外】

※市外にある水田の権利移動については、速やかに登米市農業再生協議会まで連絡願います。

生産調整推進に係る基本方針

1 基本的な考え方

需要に応じた主食用米の生産はもとより、輸出用米、加工用米や米粉用米等を含めた幅広いニーズに対応した米づくりとともに、大豆や収益性の高い園芸作物、畜産業の盛んな本市の特徴を生かし、飼料価格の高騰にも対応した稲発酵粗飼料用稲や飼料作物を引き続き推進することで、農業所得の向上と競争力の高い、効率的な水田農業の実現に繋げていくものとします。

2 作物別の誘導方針

(1) 主食用米

人口減少等により消費が年々減少している中、本市が米の主産地として生き残っていくためには、品質、食味、価格帯等、多様なニーズに対応した生産・販売を一層推進していくことが必要であり、主力品種である「ひとめぼれ」をけん引役に、「ササニシキ」、「だて正夢」などを組み合わせた作付けを行い、産地としての評価向上を図り、『米どころ登米市』の存在感を高めていくものとします。

生産にあたっては、高品質・良食味安定生産を徹底することに加え、SDGsの観点を踏まえ有機農業や特別栽培等の環境への負荷が少ない農業の取組を推進し、消費者の評価と付加価値の向上を図るとともに、移植栽培と直播栽培の組み合わせによる作期拡大やスマート農業等の先進技術を活用したコスト低減に努め、生産者の所得向上を図るものとします。

また、令和5年産米においては、記録的な猛暑の影響によって、品質低下を招いたことから、今後も頻発が予想される高温への対策を念頭に置いた栽培のポイントや新たな品種導入の可能性等について、関係機関と連携した調査・研究に取り組み、産地としての条件整備に努めていくものとします。

(2) 輸出用米

本市における米の輸出については、JAみやぎ登米を中心とした取組が順調に推移し、令和5年度には3,500トンを超える契約数量まで拡大しており、全国でも最大規模の取組を誇っています。

収益性の面でも、コメ新市場開拓等促進事業等のメリット措置を活用することにより、主食用米と遜色のない収入が見込まれることから、生産者の所得向上に繋げるため、引き続き取組を推進するものとします。

また、実需者からの要望として、外国産米との価格差を補うため、低価格で安定した品質が求められていることから、多収系品種である「つきあかり」の生産とともに、低コスト栽培等の取組を引き続き推進するものとします。

(3) 加工用米

水田を有効利用する取組の1つであるとともに、生産調整達成に向けた有効な手段であることから、水田活用の直接支払交付金等を活用し、主食用米を作付けした場合との所得格差を縮小させることで、取組の維持に繋げるものとします。

(4) 米粉用米

小麦の代替としてだけでなく、グルテンフリー食品等、新たな用途として全国的に一定の需要が見込めることから、需要動向を的確に把握しながら、需要に応じた適正水準の取組を推進するものとします。

(5) 飼料用米

米形態で取り組むことのできる生産調整の中でも中心的な役割を果たしているとともに、配合飼料価格が高騰する中、安定して調達が見込める自給飼料として重要性が高まっていることから、引き続き取組を推進するものとします。

また、水田活用の直接支払交付金における戦略作物助成について、令和6年産から一般品種の助成単価が段階的に引き下げられることから、JAみやぎ登米が主体となって「ふくひびき」を中心とした種子の確保に取り組むとともに、安定・多収栽培並びに省力栽培に関する調査・研究の実施やントリーエレベーターの利用など、多収性品種による飼料用米作付けの定着化に向けた産地としての条件整備に努めていくものとします。

なお、一般品種による取組では、主食用として作付けしたものを、途中で飼料用に切り替えることで、主食用米の需給を調整できる利点も挙げられます。一般品種への助成減額が進めば、こうした柔軟な対応が難しくなるものと想定されることから、多収性品種生産の条件整備が軌道に乗るまでの激変緩和措置として、産地交付金の地域枠により「飼料用米（一般品種）継続支援助成」を新設することで、主食用米の需給と価格の安定及び水田農業の収益性確保に繋げていくものとします。

(6) 大豆・麦

本市における基幹的な転作作物であることから、水田活用の戦略作物として、排水対策、適期播種、病害虫防除、適期刈取等の技術対策を徹底し、品質向上と収量の安定化を図るとともに、水田活用の直接支払交付金及び畑作物産地形成促進事業等を活用することで、生産者の所得向上に繋げるものとします。

また、規模拡大を見据え、スマート農業等を活用した生産管理の効率化を推進していくとともに、地域内での話し合いに基づく土地利用調整を行い、作付けの更なる団地化を促進していくものとします。

(7) 飼料作物、稲発酵粗飼料用稲

本市農業経営の特徴である稲作と畜産を組み合わせた複合経営の中で、自家利用を目的とした個別転作形態による作付けを継続していくとともに、水田の有効利用と耕畜連携の観点から、耕種農家と畜産農家との利用供給体制を一層推進し、収穫物の効果的利用と飼料価格の高騰にも対応した良質な粗飼料確保に繋げていくものとします。

(8) 野菜

高収益化への取組として期待ができることから、農業再生協議会が選定する園芸重点振興作物を中心とした作付けを推進するとともに、加工及び業務用としての需要が見込まれる「ばれいしょ」、「トマト」等の作付け拡大を推進するものとします。

推進に当たっては、農地集積及び団地化等による安定生産と作業の効率化、機械化一貫体系の推進やスマート農業機械の導入等による省力化を図るとともに、畑作物産地形成促進事業や産地交付金といった各種メリット措置のほか、登米市独自の取組である高収益作物転換等推進事業の活用により、水田での園芸作物の定着化に繋げるものとします。

【園芸重点振興作物】

きゅうり、キャベツ、たまねぎ、ばれいしょ、ねぎ、えだまめ、ほうれんそう、トマト

3 交付対象水田の見直し（5年の水張り要件）に対する取組

水張りが可能な水田については、ブロックローテーションの検討も含め、輪作体系の構築を進めていくものとします。

交付対象水田の資格（畦畔と用水供給設備が存在）を有している水田のうち、畑作物の定着化が図られている水田については、畑地化促進事業を活用しながら、畑地化への切り替えを検討していくものとします。

一方で、交付対象水田の見直しにより、国の方針に従って転作を進めてきた農業者の営農継続への影響が危惧されることから、登米市としては、関係機関と連携を強化しながら、以下の内容について、国に対して強く要請していくものとします。

【要請事項】

- (1) 排水対策を行った水田に湛水機能を復活させ水を張ることは、農業者の経済的負担が大きくなることから、5年間で一度も水張りが行われない農地を交付対象水田から除外するという見直し要件は撤回すること。
- (2) 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合であっても、農業所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに講ずること。

4 品目別推進目標（出荷・販売対象）

（単位：ha）

品目名	令和5年度取組実績 ①	令和6年度取組目標 ②	増減 ③=②-①
主食用米	8,761	8,679	△82
備蓄米	146	150	4
加工用米	126	200	74
米粉用米	18	20	2
新市場開拓用米（輸出用米）	652	700	48
飼料用米	1,300	1,100	△200
稲発酵粗飼料用稲（WCS）	585	600	15
大豆	1,365 (13)	1,470 (15)	105 (2)
麦	101 (182)	105 (185)	4 (3)
飼料作物	1,077 (71)	1,100 (75)	23 (4)
野菜・花き	237 (10)	250 (20)	13 (10)
その他	5 (3)	6 (3)	1 (0)
計	14,373 (279)	14,380 (298)	7 (19)

※作物の作付面積は、基幹作物（括弧内は裏作）を集計した面積

5年の水張り要件・1か月以上の水張り

令和4年度から8年度までの5年間で、一度も水稲作付け（飼料用米やWCS等、米形態の転作含む）、または1か月以上の水張りが行われない農地については、令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外される見込みです。

交付対象水田から除外された場合、令和9年度以降に転作作物を生産・販売しても交付金は交付されません。また、一度交付対象外になった農地は、交付対象水田に戻ることはありません。

【5年に一度の水張りについて】

水張りは、水稲作付け（飼料用米やWCS等、米形態の転作を含む）により確認することを基本としています。ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

①湛水管理を1か月以上行うこと

②連作障害による収量低下が発生していないこと

※上記①及び②の確認ができれば、その年度を含め、プラス5年間、交付対象水田の資格が維持されます。

《例えば》

⇒令和6年度に湛水管理を1か月以上行った場合、令和10年度までは交付対象水田の資格が維持されます。（以後5年以内に1回以上、この取組を行うことが要件となります。）

【水稲作付けではなく「1か月以上の水張り」を実施する場合】

■令和6年度から「生産調整及び水稲生産実施計画書」に、「1か月以上の水張りを実施する場合の開始予定日」の記入欄を追加しました。「1か月以上の水張り」を実施予定の場合は、圃場ごとに開始予定日を記入してください。

※計画書の情報は、該当圃場を管轄する土地改良区へ情報共有いたします。

■水張りについては、天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態で水稲作付けの場合と同等の湛水管理を行っていただくことが要件となります。

■農業再生協議会において、開始日、中間日、終了日に、それぞれ現地確認を行います。

各種交付金等の内容

1 【改定】水田活用の直接支払交付金

(1) 事業概要

- 食料自給率の向上に向けて、水田を有効活用して転作作物を生産及び販売する農業者に対して、対象作物の作付面積に応じて国から交付金が直接交付されます。

(2) 対象者

- 交付対象作物を販売目的で生産する農業者が対象となります。
- 交付年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に出荷・販売することが要件となります。
※出荷・販売を行わなかった場合、出来なかった場合は、速やかにご連絡ください。

(3) 戦略作物助成（詳細9ページ）

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用稲（WCS）、加工用米を生産する農業者を支援します。

(4) 産地交付金【地域枠・県枠・国枠】（詳細10～13ページ）

- 地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
※配分された予算の範囲内での交付となるため、作付面積に応じて単価調整を行うこととなります。

(5) 交付に関する留意事項

- 販売を目的としない作物は、交付対象外となります。
 - ・申請者は、対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書を作成し、確認書類として、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を添付して提出する必要があります。
- 現地確認時に捨てづくりと判断された場合は、交付対象外となります。
 - ・交付対象作物が作付けされる圃場については、現地確認を実施します。適切な肥培管理が行われていない（捨てづくり）と判断された場合は、交付対象外となります。
- 転換畑（畑地化）扱いとなる農地は、交付対象水田から除外されます。
転換畑（畑地化）とは、以下のいずれかの項目に該当し畑地化された農地を指します。
 - ・湛水設備（畦畔等）を有しない農地（作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除く）
 - ・直ちに均平することが難しい傾斜がある農地
 - ・所要の用水を供給する施設（用水源に加え、用水源から引水を行う用水路等の設備）を有しない農地、または土地改良区に対して水田に係る賦課金が支払われていない農地
- 処分制限期間内のハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外されます。
 - ・令和6年度より、国、県、市等の補助金を活用した処分制限期間内のハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外されます。
- 飼料作物については、利用供給協定の締結及び利用供給計画の策定が必要です。
 - ・利用供給協定の締結及び利用供給計画の策定がされていない場合は、不作付地（機能維持水田）扱いとなります。
- 自家利用の飼料作物等について、収量確認が厳格化されます。
 - ・令和6年度より、自家利用の飼料作物等について、収量記録、給餌記録、放牧記録など、収量の妥当性を確認できる書類の提出が必要となります。
 - ・飼料作物、WCS等について、収量確認の目安となるよう、地域毎の基準単収、または平均単収が設定されます。
- 多年生牧草の戦略作物助成については、以下の事項に留意願います。
 - ・播種から収穫まで行う場合と収穫のみを行う場合とで交付単価が異なります。
 - ・播種年度と収穫年度が異なる場合は、収穫年度が交付年度となります。
 - ・播種実施報告書及び種子購入伝票の写し（購入量、草種名等が分かるもの）の提出が必要となります。

- ・適正播種量は、種苗カタログ等で確認してください。実際の播種量が適正播種量に満たない場合、その割合に応じて交付単価が10,000円/10aに変更されます。
- ・令和6年度から「生産調整及び水稲生産実施計画書」に、播種形態を選択する欄を追加しました。計画書の記入時に、以下のいずれかを選択してください。

【完全更新（耕起後播種）・簡易更新（追い播き）・播種なし（収穫のみ）】

■**耕畜連携助成については、以下の事項に留意願います。**

- ・飼料作物（WCSを除く）の作付けにおいて、耕畜連携に取り組む圃場がある場合は、「水稲生産実施計画書兼営農計画書」の「耕畜連携欄」に「○」を記入してください。
- ・以下のAまたはBいずれかの取組を行った場合、耕畜連携助成の対象になります。

A. 資源循環（交付対象者＝飼料作物生産農家）

飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を、飼料作物を作付けする、または作付けした水田に散布する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たす必要があります。

- ・当該年度における堆肥散布であること
- ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたものであること
- ・堆肥を散布する農業者は、飼料作物の供給を受けた家畜の所有者、またはその所有者から委託を受けた農業者であること
- ・同一年度において、水田への堆肥散布の取組による他の助成を受けないこと
- ・堆肥の散布量が10a当たり2tまたは4m³以上であること

注1) 自ら家畜を飼育している農業者については、当該家畜の排せつ物から生産された堆肥を自己所有地に散布しても該当になりません。堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り該当します。

注2) 生産組織等については、供給先が構成員の場合は該当になりません。

B. 水田放牧（交付対象者＝飼料作物生産農家）

1haあたり2頭以上（成牛：24か月以上）の換算で、延べ90日以上実施すること

■**水田草地更新助成については、以下の事項に留意願います。**

- ・多年生牧草または一年生牧草の草地更新が対象です。
- ・多年生牧草または一年生牧草の作付けにおいて、草地更新に取り組む圃場がある場合は、「水稲生産実施計画書兼営農計画書」の「草地更新欄」に「○」を記入してください。
- ・交付年度に収穫するために、完全更新（耕起を行った上で播種）を実施した場合、交付対象になります。【簡易更新（耕起を行わない追い播き）の場合は、対象外になります。】
- ・耕起、播種については、作業日誌、播種実施報告書及び種子購入伝票の写し（購入量、草種名等が分かるもの）で確認を行います。

■**加工用米・新規需要米については、適正流通の徹底に留意願います。**

- ・加工用米及び新規需要米において、不適正な流通が確認され、悪質と判断された場合は、
 - ①名称（氏名）・違反事実の公表
 - ②当年産の水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等、全ての経営所得安定対策に係る交付金を返還
 - ③当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めない（捨てづくりが確認された場合も同様）
 などの措置が執られます。
- ・飼料用米等の販売等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象になります。
- ・確認された不適正な流通が、食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

【こんな行為は違反です！】

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだ圃場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

■**稲発酵粗飼料用稲（WCS）**については、以下の事項に留意願います。

- ・作付時期を遅らせる等、収穫時に主食用米にカメムシ被害の影響が無いようご協力をお願いします。（収穫の時期は、出穂してから10日から30日頃が目安となります。）
- ・通常の現地確認のほか、収穫物（ロール個数）について現地確認を行いますので、収穫予定時期を電話にて登米市農業再生協議会事務局（0220-34-2831）まで報告してください。現地確認では、収穫物（ラップ済のロール）に確認内容（確認月日・ロール個数）を標示しますので、その後に搬出するようお願いいたします。

■**収量低下の理由書が提出された農業者に対して、農政局の改善指導が強化されます。**

- ・複数年にわたり、連続して収量低下の理由書が提出された農業者に対しては、農政局からの改善指導が徹底されます。改善指導の内容が実行されない場合は、交付対象外になります。

(6) 水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）に係る必要書類

必要書類等	麦 ・ 大豆	飼 料 作 物	飼 料 用 米 ・ 米 粉 用 米	（ W C S ） 稲 発 酵 粗 飼 料 用 稲	加 工 用 米	そば ・ なたね	新 市 場 開 拓 用 米 （ 輸 出 用 米 ）	（ そ の 他 作 物 ） 野 菜 等
販 売 契 約 書 （ 播 種 前 契 約 書 ）	○ ※1		○		○	○ ※1	○	
新規需要米取組計画書			○	○	○		○	
利 用 供 給 協 定 書 利 用 供 給 計 画 書		○ ※2		○ ※2				
作 業 日 誌	○	○	○	○		○		○
出 荷 伝 票 ・ 資 材 購 入 伝 票	○ ※1	○ ※3				○ ※1	○ ※4	○ ※1
出 荷 ・ 販 売 等 実 績 報 告 書 兼 誓 約 書	○	○	○	○	○	○	○	○
播 種 実 施 報 告 書		○ ※3						
受 領 報 告 書		○ ※5						
収 量 記 録 書 給 餌 記 録 書 放 牧 記 録 書		○ ※6						

各書類の提出日は、「各種書類の提出時期」にてご確認ください。（詳細 33 ページ）

- ※1 自家加工や直売所等での販売のみの場合は、確認書類として水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書の提出が必要になります。
- ※2 畜産農家へ供給する場合は、利用供給協定書の提出が必要となります。
- ※3 牧草について、播種から収穫まで行う場合は、種子購入伝票の写し（購入量、草種名等が分かるもの）の提出が必要となります。
- ※4 新市場開拓用米多収系品種導入助成については、多収系品種の種子購入伝票の写しの提出が必要となります。
- ※5 自家利用の場合でも受領報告書の提出が必要になります。
- ※6 令和6年度より、自家利用の飼料作物等について、収量記録、給餌記録、放牧記録など、収量の妥当性を確認できる書類の提出が必要になります。

【戦略作物助成交付単価】

助成項目		交付単価 (10aあたり)	交付要件
麦・大豆・飼料作物		35,000円	○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ※飼料作物は、利用供給協定及び利用供給計画に基づき家畜に供給されるものであること
飼料作物のうち牧草	播種から収穫まで行う場合	35,000円	○利用供給協定書、利用供給計画書、受領報告書、播種実施報告書、種子購入伝票の写し等の必要書類がそろっていること ○種苗カタログ等に則った適正播種量で播種が行われていること ○播種年度と収穫年度が異なる場合は、収穫年度が交付年度となる 《例えば》 令和5年秋に播種し、令和6年春に収穫する場合 ⇒交付金の交付年度は令和6年度となる
	収穫のみを行う場合	10,000円	○利用供給協定書、利用供給計画書、受領報告書等の必要書類がそろっていること
	<p>【会計検査院からの指摘に基づく要件の厳格化（令和6年度から追加）】</p> <p>○自家利用の場合、収量記録、給餌記録、放牧記録など、収量の妥当性を確認できる書類の提出が必要になります。</p> <p>○飼料作物（WCS含む）について、収量確認の目安となるよう、地域毎の基準単収、または平均単収が設定されます。</p>		
飼料用米 (多収性品種で取り組む場合)	55,000円～ 105,000円 (基準額 80,000円)	○多収性品種で取り組む場合は、以下の品種を作付けすること 【多収性品種】 べごごのみ、いわいだわら、ふくひびき、夢あおば、べこあおば、東北211号	
飼料用米 (一般品種で取り組む場合)	55,000円～ 95,000円 (基準額 75,000円)	○飼料用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ※実際の交付単価は、基準単収に対する出荷数量の増減150kgの範囲で算定される（詳細23～25ページ）	
米粉用米	55,000円～ 105,000円 (基準額 80,000円)	○米粉用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○主食用品種、多収性品種のどちらも対象とする ※実際の交付単価は、基準単収に対する出荷数量の増減150kgの範囲で算定される（詳細23～25ページ）	
稲発酵粗飼料用稲 (WCS)	80,000円	○稲発酵粗飼料用稲（WCS）の取組計画書が認定されていること ○契約書、受領実績等の必要書類がそろっていること	
加工用米	20,000円	○加工用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること	

【産地交付金交付単価（地域枠）】

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
園芸作物等 基本助成	10,000 円程度	○野菜・花き等を販売目的（加工し販売するものを含む） で作付けすること ※自家利用野菜等は対象外とする
園芸重点振興作物 奨励助成	5,000 円程度	○以下に掲げる「園芸重点振興作物」を販売目的で作付 けすること 【園芸重点振興作物】 きゅうり、キャベツ、たまねぎ、ばれいしょ、ねぎ、 えだまめ、ほうれんそう、トマト
園芸作物等 作業集積助成	10,000 円程度	○野菜・花き等を販売目的（加工し販売するものを含む） で作付けし、1品目5a以上、合計30a以上集積して いること ※（県設定枠）の大規模露地園芸助成及び露地園芸助 成の対象となっている場合、重複交付は不可とする
園芸作物等 新規拡大助成	8,000 円程度	○主食用米の作付面積を前年産より10a以上減少させ、 当年産の園芸作物を10a以上増加させること ○交付対象面積は、主食用米の減少面積を上限とする ※ただし、賃貸借または作業受託等により、前年より 経営面積を拡大した場合は、主食用米の作付面積の 減少分にその面積を加えることができる
戦略作物 作業集積助成	5,000 円程度	○麦・大豆・飼料作物・そば・なたねを、販売目的（加 工し販売するものを含む）で作付けし、3ha以上集積 していること【東和・津山は2ha以上】 ※飼料作物は、利用供給協定及び利用供給計画に基づ き家畜に供給されるものであること ○大豆については、生産技術要件の取組を3つ以上実施 すること（詳細13ページ）
飼料用米 集積化助成	10,000 円程度	○飼料用米を作付けし、2ha以上集積していること ○飼料用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること
新市場開拓用米 多収系品種導入助成	5,000 円程度	○新市場の開拓を図る輸出用米において、実需者が求め る低価格帯の多収系品種（つきあかり、ゆみあずさ、 萌えみのり、ちほみのり）に取り組むこと ○輸出用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
新市場開拓用米 低コスト加速化助成	3,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を3つ以上実施すること (詳細 14 ページ) ※コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けている場合、重複交付は不可とする
【改定】 加工用米 低コスト加速化助成	<u>15,000 円程度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○加工用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を3つ以上実施すること (詳細 14 ページ)
二毛作助成 (戦略作物)	5,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組むこと
二毛作助成 (園芸作物等)	5,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略作物と園芸作物または園芸作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組むこと ※同じ品目同士の組み合わせは不可とする
【改定】 耕畜連携助成 (資源循環) ※WCSを除く	<u>2,000 円程度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料作物を生産する耕種農家と利用する畜産農家が連携し、両者で取り決めた計画(利用供給協定)に基づき資源循環(堆肥散布)の取組を行う場合、耕種農家に対し交付する (詳細 7 ページ)
【改定】 耕畜連携助成 (水田放牧)	<u>2,000 円程度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料作物を生産する耕種農家が、生産水田において、交付年度内に放牧を実施すること ○1haあたり、2頭以上(成牛:24か月以上)の換算で、延べ90日以上実施すること (詳細 7 ページ)
水田草地更新助成	2,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な粗飼料生産のために、完全更新(耕起を行った上で播種)をすること(基幹作のみ) ※耕起を行わない簡易更新(追い播き)の場合は、対象外とする (詳細 7 ページ)
【新規】 飼料用米(一般品種) 継続支援助成	<u>3,000 円程度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>○飼料用米を一般品種で作付けすること</u> <u>○飼料用米の取組計画書が認定されていること</u> <u>○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること</u> <u>○低コスト生産の取組を3つ以上実施すること</u>

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

【産地交付金交付単価（県枠）】

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
大規模露地園芸助成	50,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目のうち、1品目を新たに1ha以上取り組むこと ○新規取組から3年間に限り交付する (別途メニューに取り組むことで2年間の延長あり) ※露地園芸助成との重複交付は不可とする ※(地域設定枠)の園芸作物等作業集積助成との重複交付は不可とする
露地園芸助成	30,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○露地園芸品目(野菜、花き、果樹)を、新たに30a以上の団地で取り組むこと ○新規取組から3年間に限り交付する (別途メニューに取り組むことで2年間の延長あり) ※大規模露地園芸助成との重複交付は不可とする ※(地域設定枠)の園芸作物等作業集積助成との重複交付は不可とする
新市場開拓用米 低コスト生産助成	10,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を実施すること (詳細 14 ページ) ※コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けている場合、重複交付は不可とする
加工用米 低コスト生産助成	5,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○加工用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を実施すること (詳細 14 ページ) ※コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けている場合、重複交付は不可とする
加工用米 複数年契約助成	5,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○加工用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○複数年契約(3年以上)に取り組むこと ※コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けている場合、重複交付は不可とする
飼料用米 低コスト生産助成	3,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を実施すること (詳細 14 ページ)
米粉用米 低コスト生産助成	3,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○米粉用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○低コスト生産の取組を実施すること (詳細 14 ページ)
大豆・麦類、飼料作物等 作付拡大助成	6,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○大豆、麦類、飼料作物、稲発酵粗飼料用稲(WCS)の生産拡大に取り組むこと ○前年度からの拡大面積(面積が縮小した品目がある場合は、縮小分を差し引いた面積)に応じて交付する
【新規】 子実用とうもろこし 取組助成	4,000 円程度	<ul style="list-style-type: none"> ○子実用とうもろこしの生産に取り組むこと ※別途、県が定める低コスト生産等の取組要件あり

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

【産地交付金交付単価（国枠）】

助成項目	交付単価 (10aあたり)	交付要件
地力増進作物助成	0円～20,000円	○麦、大豆、野菜等を販売目的で作付けする前に、地力増進作物を作付けし、すき込みを行うこと ※市全体の水稻作付面積（加工用米、輸出用米を除いた米形態の作付面積）が、前年度より減少している場合のみ対象となるため、取組を行っても交付対象外となる場合がある
そば、なたね助成	20,000円	○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること
新市場開拓用米助成	20,000円	○輸出用米の取組計画書が認定されていること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ※コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けている場合、重複交付は不可となる
新市場開拓用米 複数年契約助成	10,000円	○輸出用米の複数年契約（3年以上）を新規に締結すること ○契約書、販売実績等の必要書類がそろっていること ○コメ新市場開拓等促進事業の採択を受けていること ※複数年契約（3年以上）の初年度のみ交付される

【大豆生産技術要件取組内容一覧】

産地交付金（地域枠）の戦略作物作業集積助成において、大豆の生産技術が要件になる取組内容の一覧です。

取組内容	確認書類等
排水対策（弾丸暗渠、明渠）	栽培履歴記録簿（写し）、作業日誌、写真
種子粉衣	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
土壌改良資材の使用による土壌改良	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
堆肥施用による地力増進	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
プラウ耕による深耕技術	栽培履歴記録簿（写し）、作業日誌、写真
土壌処理除草剤	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
中耕培土	栽培履歴記録簿（写し）、作業日誌、写真
病虫害防除	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
茎葉処理除草剤	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
摘心技術	作業日誌、写真
追肥の実施	栽培履歴記録簿（写し）、購入伝票（写し）、作業日誌
刈り取り前の除草作業	作業日誌、写真

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

【低コスト生産要件取組内容一覧】

産地交付金（地域枠・県枠）において、低コスト生産が要件になる取組内容の一覧です。

地域枠	県枠	取組内容	確認書類等
新市場開拓用米 加工用米 飼料用米（一般品種）	新市場開拓用米 加工用米 飼料用米 米粉用米		
○	—	温湯種子消毒	・栽培履歴記録書（写し） ・購入伝票（写し）
○	○	直播栽培	・栽培履歴記録書（写し） ・作業日誌
○	○	稲わら又は堆肥施用による土づくり	・栽培履歴記録書（写し） ・作業日誌
○	○	大豆跡復元田の活用	・前年度の営農計画書 （確認野帳）
○	○	側条施肥同時移植	・作業、機械写真 ・作業日誌
○	○	肥効調節型肥料の施肥	・栽培履歴記録書（写し） ・肥料購入伝票（写し）
○	○	育苗箱全量施肥	・作業日誌 ・購入伝票（写し）
○	○	疎植栽培 （稲作指導指針の栽植密度の8割以下）	・栽培履歴記録書（写し） ・株間が確認できる写真
○	○	乳苗移植栽培	・作業日誌
○	○	プール育苗	・育苗施設の写真
○	○	立毛乾燥 （通常の成熟期から2週間程度圃場で乾燥）	・作業日誌
○	○	フレコン出荷	・出荷伝票（写し）
○	○	カントリーエレベーター、ライスセクターの活用	・使用料明細
○	○	高密度播種育苗栽培	・作業日誌 ・高密度播種が確認できる写真
—	○	追肥の実施	・栽培履歴記録書（写し） ・肥料購入伝票（写し）
○	—	化学肥料の使用料削減 （地域の慣行レベルと比べて30%以上削減）	・栽培履歴記録書（写し）
○	—	化学農薬の使用料削減 （地域の慣行レベルと比べて50%以上削減）	・栽培履歴記録書（写し）
○	—	共同防除における農薬散布	・栽培履歴記録書（写し） ・明細書、精算書など
○	—	スマート農業機器の活用 （ドローンや水管理システム等）	・栽培履歴記録書（写し） ・作業写真

※今後、国との協議により、一部変更等が生じる場合があります。

※確認書類等は、農政局から提出を求められる場合がありますので、適切に保管願います。

2 【改定】畑地化促進事業

(1) 事業概要

畑作物の需要に応じた生産を促進し、畑作物の定着等を図るため、水田を畑地化して畑作物の生産に取り組む農業者を支援します。

【畑地化とは】

地目変更まで求めるものではなく、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することを指します。よって、水田を畑地化し本事業を活用した後は、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）による支援が受けられなくなります。

※一度交付対象外になった水田は、交付対象水田に戻ることはありません。本事業活用後に、売買や相続で水田の所有者が変わった場合も除外されたままとなります。

※本事業の申請を予定する水田が借地の場合は、申請者の責任において地権者・所有者の同意を得た上で申請してください。

(2) 対象者

畑地化に取り組む水田において対象作物を生産する販売農家及び集落営農

・本事業の対象者（申請者）は、対象作物の生産者（耕作者）となります。生産（耕作）を委託し、自身では生産（耕作）していない地権者・所有者からの申請は受付できません。

(3) 対象となる水田の要件

以下の要件を全て満たすことが必要になります。

・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること

⇒畦畔等の湛水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、現時点で水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の要件を満たしている圃場であること

（均平することが困難な傾斜を有する水田は、交付対象水田とは認められません。）

※申請者には、畦畔・用水設備がある状態の写真を提出していただきます。

・畑地化に取り組む水田が概ね団地化を形成していること

【登米市の基準】

○高収益作物…概ね30a

○その他作物（牧草・麦・大豆）…概ね60a

○高収益作物とその他作物が混在…概ね60a

※完全連接辺が基本になりますが、概ねまとまりが形成されており、作業効率上の支障がないと判断できる場合は、対象農地とします。

※申請水田の隣接地に、申請者以外の転作地が介在する場合、当該転作地を団地要件の判定に活用できる場合があります。

・前作（令和5年産）において、主食用米、戦略作物または産地交付金の対象作物が作付けされていたこと

・畑地化支援の交付後5年間は、高収益作物（野菜・果樹・花き等）または高収益作物を除くその他作物（麦、大豆、飼料作物、そば等）の作付けを行うこと

・申請水田が借地の場合には、交付申請手続きを開始するまでに、賃借人（耕作者）が土地所有者（地主）の同意を得る予定であること（または既に同意を得ていること）

※申請者には、同意書を提出していただきます。

(4) 支援内容及び単価

①畑地化支援

水田を畑地化（交付対象水田から除外）し、高収益作物（野菜・果樹・花き等）または高収益作物を除くその他作物（麦、大豆、飼料作物、そば等）を作付けする面積に応じて支援します。

②定着促進支援

水田を畑地化（交付対象水田から除外）し、高収益作物（野菜・果樹・花き等）または高収益作物を除くその他作物（麦、大豆、飼料作物、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。【上記①「畑地化支援」とセットでの取組が要件】

【令和6年度単価】

対象作物	①畑地化支援	②定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	140,000 円/10a	20,000 円/10a (5年間) 100,000 円/10a (一括)
		《加工・業務用野菜の場合》 30,000 円/10a (5年間) 150,000 円/10a (一括)
その他作物 (麦、大豆、飼料作物、そば等)	140,000 円/10a	20,000 円/10a (5年間) または 100,000 円/10a (一括)

※定着促進支援の「5年間」・「一括」は申請者の希望によるものですが、国の予算状況等により、「一括」を希望しても「5年間」となる場合があります。

③土地改良区決済金等支援【上限 250,000 円/10a】

畑地化促進事業の該当になった圃場が土地改良区費の賦課対象であった場合、水田を畑地化することにより生じる土地改良区への決済金等の費用について支援します。

《土地改良区が畑地化後の事業利用の有無等を考慮し、次のいずれかを選択》

地区除外決済金	土地改良区の地区から除外される水田
畑地化協力金	地区から除外されないものの、かんがい用水や排水等の事業利用が減少する水田

※本支援は、管轄する土地改良区の承認が必要です。土地改良区の判断により支援を受けられない場合があります。

《地区除外決済金及び畑地化協力金の考え方》

地区除外決済金	土地改良区の農地が減少することで、残る農地の組合員の負担が過重にならないよう、地区から除外する際に、将来にわたり納付が予定されていた賦課金に基づき算定される金額を地区除外決済金として徴収し、維持管理費等に充てるもの
畑地化協力金	畑地化後も、畑地かんがい、排水、農道などの事業利用がある場合、用水等の事業利用が減少するため、利用減少分を協力金として徴収するもの

本支援は、申請者から農業再生協議会へ支払委任をしていただき、決済金等の支払い・受領は、農業再生協議会及び改良区の間で行います。よって、交付金が申請者へ直接支払われることはありません。

(5) 申請期限

別紙「令和6年度畑地化促進事業に係る取組申請書」(2月に「生産調整及び水稲生産実施計画書」と一緒に配布)の提出をお願いします。

■申請期限 **令和6年2月27日(火)まで**
 ■提出先 **登米市農業再生協議会事務局(市役所中田庁舎 2階 産業経済部内)**
 ※JA営農経済センター・あぐり店舗・あぐりセンターでは、受付できません。

(6) その他

- 本事業は、国による審査の上、交付対象者が決定されることから、取組申請書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。
- 採択されなかった場合には、水田活用直接支払交付金(戦略作物助成・産地交付金)による支援を受けることが可能です。

3 【継続】コメ新市場開拓等促進事業

(1) 事業概要

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米（輸出用米）、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む農業者を支援します。

(2) 対象者

水田において対象作物を生産する販売農家及び集落営農

(3) 対象作物及び単価

対象作物（基幹作）	交付単価
新市場開拓用米（輸出米）	40,000 円/10a
加工用米	30,000 円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	90,000 円/10a

(4) 交付要件

以下の要件を全て満たすことが必要になります。

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
- ・農業者または農業者と出荷契約を締結する出荷事業者が実需者と販売契約を締結する、または出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること
- ・指定される低コスト生産等の取組メニューのうち、3つ以上の取組を行うこと

(5) 他の交付金との重複交付について

以下の各種交付金と重複しての交付は受けられません。ただし、コメ新市場開拓等促進事業が不採択となった場合は、交付対象になります。

■戦略作物助成

- ・加工用米：20,000 円/10a
- ・米粉用米：55,000 円～105,000 円/10a

■産地交付金（地域枠）

- ・新市場開拓用米低コスト加速化助成：3,000 円/10a

■産地交付金（県枠）

- ・新市場開拓用米低コスト生産助成：10,000 円/10a
- ・加工用米低コスト生産等助成：5,000 円/10a

■産地交付金（国枠）

- ・新市場開拓用米助成：20,000 円/10a

(6) その他

- 証拠書類として、取組を講じたことを記録した作業日誌、写真及び資材の購入伝票（写し）等の提出が必要になります。
- 本事業は、国による審査の上、交付対象となる地域協議会が決定されることから、取組計画書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。
- 本事業に採択された場合は、低コスト生産等の取組や出荷・販売契約数量の履行など、提出した取組計画書に沿って確実に実施する必要があります。そのため、これらの取組が未実施の場合は、交付金は交付されません。

4 【継続】畑作物産地形成促進事業

(1) 事業概要

需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦、大豆、高収益作物（野菜等）及び子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む農業者を支援します。

(2) 対象者

水田において対象作物を生産する販売農家及び集落営農

(3) 対象作物及び単価

対象作物（基幹作）	交付単価
麦、大豆【新市場開拓用、加工用】	40,000 円/10a
高収益作物（野菜等）【新市場開拓用、加工・業務用】	
子実用とうもろこし	

(4) 加算措置（畑地化加算）

令和7年度に畑地化（交付対象水田から除外すること）に取り組む場合、5,000 円/10a を加算します。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすことが必要になります。

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
- ・農業者または農業者と出荷契約を締結する出荷事業者が実需者と販売契約を締結する、または出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること
- ・対象作物ごとに指定される低コスト生産等の取組メニューのうち、畑作物本作化促進メニュー【排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から必ず1つ以上選択】を含めた3つ以上の取組を行うこと

(6) 他の交付金との重複交付について

以下の交付金と重複しての交付は受けられません。ただし、畑作物産地形成促進事業が不採択となった場合は、交付対象になります。

■戦略作物助成

- ・麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）：35,000 円/10a

(7) その他

- 証拠書類として、取組を講じたことを記録した作業日誌、写真及び資材の購入伝票（写し）等の提出が必要となります。
- 本事業は、国による審査の上、交付対象となる地域協議会が決定されることから、取組計画書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。
- 本事業に採択された場合は、低コスト生産等の取組や出荷・販売契約数量の履行など、提出した取組計画書に沿って確実に実施する必要があります。そのため、これらの取組が未実施の場合は、交付金は交付されません。

5 【継続】麦・大豆生産技術向上事業

(1) 事業概要

国産麦・大豆の生産拡大のため、作付けの団地化の推進や新たな営農技術の導入等により、生産性の向上を図る先進的な麦・大豆産地の取組を支援します。

(2) 対象者

農業者の組織する団体（※1）、地域農業再生協議会

（※1）受益農業従事者の常時従事者（原則年間150日以上）が5名以上であること

(3) 対象作物

麦（小麦、大麦、はだか麦）、大豆

(4) 補助内容

①生産性向上の推進

- ・作付けの団地化、ブロックローテーション、適正輪作等による生産性向上を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で助成します。
- ・上限額は、水田面積に応じて以下のとおりとなります。
50ha未満：100万円、50ha以上150ha未満：200万円、150ha以上：300万円

②新たな営農技術等の導入

- ・各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、助成対象となる営農技術等を新規導入する取組に対し助成します。
※助成対象となる営農技術の内容及び助成単価については、登米市農業再生協議会事務局（0220-34-2831）へお問い合わせください。
- ・営農技術等を複数選択する場合、選択した技術等の支援単価の合計は10,000円/10aを上限とします。
- ・畑作物産地形成促進事業と同一技術を選択し、重複して助成を受けることはできません。

③生産拡大に向けた機械、施設の導入等

- ・麦や大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、改良に要する経費について助成します。
- ・機械・施設の導入は50万円～5,000万円未満、圃場で利用する農業機械の導入に限り50万円～1億円未満になります。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円になります。
- ・補助率は1/2以内、リースの場合は、リース期間2年以上で法定耐用年数以内のものが対象になります。

(5) 麦・大豆国産化プランの作成

国産麦・大豆の生産利用拡大を図るための計画として、地域内での話し合いにより、以下の内容を記載した「麦・大豆国産化プラン」を作成し、農政局の承認を受けることが要件になります。

- ①麦・大豆生産の現状と課題
- ②課題解決に向けた取組方針
- ③産地と実需者との連携方針
- ④麦・大豆の国産化に向けた推進体制
- ⑤各関係者の役割

(6) その他

- 証拠書類として、話し合いを行った会議資料、取組を講じたことを記録した作業日誌、写真及び資材の購入伝票（写し）等の提出が必要となります。
- 本事業は、国による審査の上、補助対象となる地域協議会が決定されることから、実施計画書を提出しても、事業の採択を約束するものではありませんのでご了承ください。

6 【継続】畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（1）事業概要

対象作物を生産する認定農業者、集落営農、認定新規就農者に対し、生産量と品質に応じた支援を行うもので、営農を継続するために必要最低限の額が面積払（営農継続支払）として先払いされ、出荷・販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、差額が追加支払されます。

（2）対象者

対象作物を生産する認定農業者、集落営農、認定新規就農者
 ※当年産の播種前契約書類の写しの添付が必要となります。

（3）面積払（営農継続支払）【麦・大豆・そばの当年産の作付面積に基づき交付】

交付単価 20,000 円/10a（そば：13,000 円/10a）

（4）数量払【麦・大豆・そばの当年産の出荷・販売数量（検査実績）に基づき交付】

- 交付単価は、免税事業者向け単価と、課税事業者向け単価に分かれます。
- 免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。
- 免税事業者向け単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要となります。

【平均交付単価】

	大豆(円/60kg)	小麦(円/60kg)	六条大麦(円/50kg)	そば(円/45kg)
課税事業者	9,430	5,930	4,850	16,720
免税事業者	9,840	6,340	5,150	17,550

【品質に応じた単価】

《大豆》

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した検査成績ごとに加算
 (円/60kg)

品質区分（等級）	1等	2等	3等	特定加工用
課税事業者	10,360	9,670	8,990	8,310
免税事業者	10,770	10,080	9,400	8,720

《麦》

たんばく質含有率等が一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに加算

小麦のパン・中華めん用品種については、下記の単価に2,300円/60kgを加算

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦(円/60kg) 課税事業者	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
小麦(円/60kg) 免税事業者	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100
六条大麦(円/50kg) 課税事業者	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
六条大麦(円/50kg) 免税事業者	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890

※A～Dランク：たんばく質の含有率等の違いで区分

《そば》

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した検査成績ごとに加算 (円/45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等
課税事業者	17,180	15,070
免税事業者	18,010	15,900

(5) 免税事業者であることの確認方法等

【基本ルール】

免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。免税事業者については、2年前（2期前）の確定申告書等の提出を受け、収入・売上が1千万円以下であることを確認します。

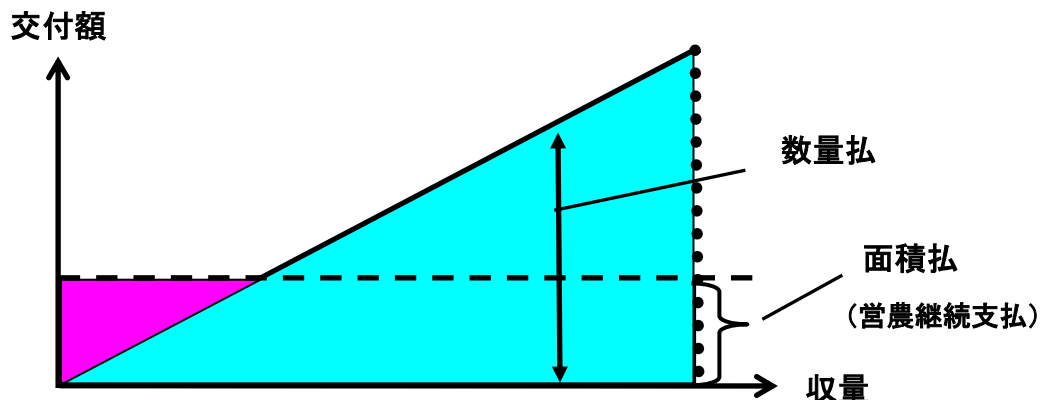
※課税事業者であることの確認は行いません。

【確認に必要な書類】

- 1) 個人の方は、2年前の確定申告書B（写）及び青色申告決算書（農業所得用）（写）又は白色申告収支内訳書（農業所得用）（写）
※令和6年産の申請には、令和4年分の書類が必要になります。
- 2) 法人（人格なき社団含む）の方は、2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）
- 3) 個人で営農開始3年未満の方は、個人事業の開業・廃業等届出書（写）
- 4) 法人で設立初年度の方は、法人設立届出書（写）等
- 5) 法人で設立2期目の方は、法人設立届出書（写）等及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）

- 各書類は、原則として、税務署の受付印が押印されたものを提出してください。
- 確認書類の提出期限は、令和6年6月30日となります。

畑作物の直接支払交付金のイメージ



- 数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額が面積払（営農継続支払）として先払いされます。
- 出荷・販売数量が明らかになった段階で、数量払の額を確定し、差額が追加支払されます。
- 数量払の交付対象数量が、作物ごとの生産数量目標（基準単収）の2分の1に満たない場合は、国へ理由書を提出し、自然災害等の合理的な理由が無い場合は、面積払（営農継続支払）を返還することになります。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

（１）事業概要

米（備蓄米を含む）、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、減収額の9割を対象として補填され、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するものです。

（２）交付対象者

以下の要件を全て満たすことが必要になります。

- ・認定農業者、認定新規就農者であること（いずれも規模要件はありません）
- ・交付対象作物の生産予定面積を基に積立金を期日までに納付すること
（積立金は掛け捨てではありません）

（３）補填対象

≪米（主食用）≫

農産物検査3等以上または当該等級に相当するもので、以下のいずれかに該当するもの

- ・農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- ・農業者または農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売したもの

≪麦、大豆等≫

畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったもの

（４）加入申請

6月30日までに加入申請の手続きが必要になります。

収入保険制度

（１）事業概要

品目の枠にとらわれず、農業経営体の販売収入全体を総合的に補償する保険制度です。自然災害による収量減少だけでなく、市場価格の下落など当年の収入が基準収入の9割（青色申告実績が5年以上の場合）を下回った場合に、下回った額の9割が補填されます。

（２）加入要件

青色申告を1年以上行い、適切な経営管理を行っている農業者（個人・法人）が対象になります。農業者は、保険料・積立金を支払って加入することになります。
（積立金は掛け捨てではありません）

問い合わせ先 宮城県農業共済組合県北支所収入保険課

TEL 0220-22-8414

「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」と「収入保険制度」は、
どちらか一方を選択して加入することになります。（重複加入はできません。）

新規需要米に取り組む場合の手続き等

(1) 取組計画書等農政局提出書類関係

新規需要米作物区分	管理方式 ※1	取組計画書等 ※2	新規需要米生産集出荷 数量等一覧表 ※3、※4
飼料用米	一括・区分	6月30日まで	12月20日まで
米粉用米	一括・区分	6月30日まで	12月20日まで
新市場開拓用米(輸出用米)	一括・区分	6月30日まで	12月20日まで
稲発酵粗飼料用稲(WCS)	—	6月30日まで	12月20日まで

※1 一括管理方式または区分管理方式を選択できます。

- 一括管理方式：当初の出荷契約数量に基づき出来秋に契約数量を出荷する方式
例えば、基準単収が567kgの場合、契約出荷数量が567kgで面積は10aとなります。
ア) 基準単収については、各町域の基準単収を使用
イ) 当年秋の作柄により調整を行い、交付単価を決定
- 区分管理方式：当該圃場の全収穫量を出来秋の出荷数量とする方式
以下の取組を参考にしてください。
ア) 多収性品種で作付けする場合
イ) 多収性品種以外の品種であって、主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付けする場合
ウ) 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける場合
a 多収に向けた技術や生産資材を用いる
b 省力化栽培(c以外)を行う
c 生産性ないし収量が低い圃場で行う

※2 取組計画書等の提出

- 6月30日まで
 - ・様式第4-1号「令和6年産新規需要米取組計画書」
 - ・様式第4-4号「新規需要米の販売等に関する契約書」
 - ・様式第4-5号の1「新規需要米の適正出荷に関する誓約書」
 - ・様式第4-5号の2「新規需要米の適正流通に関する誓約書」
 - ・稲発酵粗飼料用稲(WCS)に取り組む場合は、様式3-4号「令和6年産加工用米(新規需要米)自家加工販売計画書」の提出も必要
 - ・区分管理方式を選択する場合は、様式第3-1号「区分管理計画書」も併せて農政局へ提出し認定を受けることが必要

※3 生産集出荷数量等の報告

- 12月20日まで
 - ・様式第4-13号または別紙参考様式第19号「令和6年産新規需要米生産集出荷数量一覧表」に検査証明書等、数量を確認できる書類を添付し提出することにより、水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成・産地交付金)を受けることができます。

上記※2及び3の提出書類については、出荷契約業者等にご確認ください。

※4 稲わらの利用状況や品代等の報告

- 飼料用米・米粉用米については、耕畜連携の促進等の観点から、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等の記入が必要です。

(2) 飼料用米・米粉用米の交付単価について

- ①一括管理方式：80,000 円/10a（作柄変動により調整が行われます。）
- ②区分管理方式：基準単収量を出荷すると 80,000 円/10a（標準単価）
基準単収量に対する増減 150 kg に対し、1 kg 当たりの単価 167 円で計算し、55,000 円/10a から 105,000 円/10a の範囲で交付されます。
- ③交付単価については、当年秋の作柄を基に、基準単収を調整し決定されます。
- ④区分管理方式を選択し、出荷数量が基準単収を一定量（150kg 超）下回った場合は、理由書の提出が必要になります。
- ⑤単収については、各町域の基準単収（慣行栽培基準単収）を使用します。
- ⑥飼料用米、米粉用米を直播栽培する場合でも、各町域の基準単収（慣行栽培基準単収）で契約して下さい。（※減収を考慮した単収設定は、令和 4 年産から廃止になりました。）
- ⑦数量払いにおける自然災害等の特例措置について

【概要】

飼料用米及び米粉用米については、適切な栽培管理をしていたとしても、自然災害等による大幅な収量減少により、交付単価が下限の 55,000 円/10a になる場合もあることから、こうした事態に対応するため、地域の基準単収以上の収量が確保された農業者に対しては、特例措置として標準単価 80,000 円/10a で支援します。

【特例措置の対象要件】

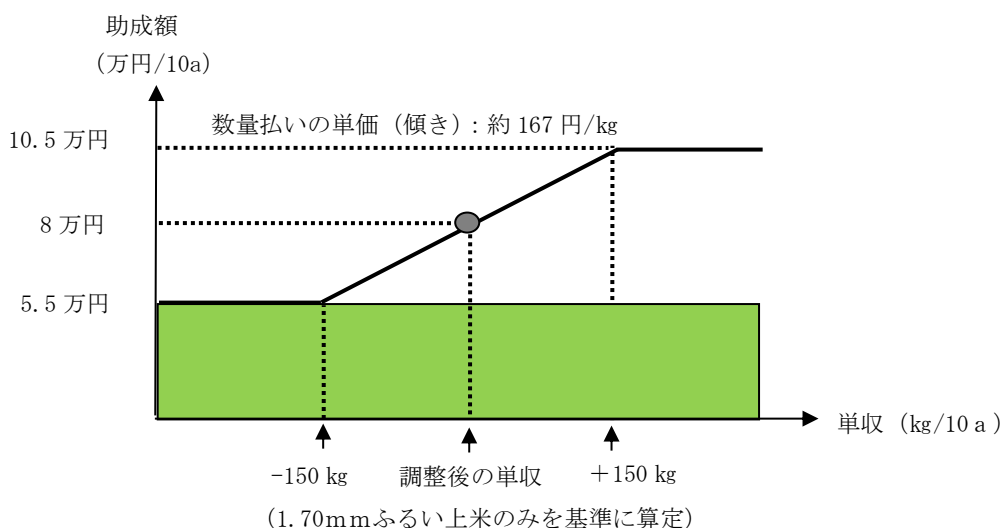
以下の全ての条件に該当すると農政局が認める場合

- ・自然災害等が要因であると客観的に確認できること
（激甚災害指定、災害復旧事業の対象、農業共済の支払い書類、写真等で確認）
 - ・当該自然災害等の発生以前は適切な生産が行われていたことが確認できること
（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等で確認）
 - ・農業者の収量実績と基準単収値の差について、過去 3 年平均値 ≥ 0 であること
- 特例措置の対象要件を満たさない場合には、従来どおり、数量報告書を基に算定された単価での交付となります。

飼料用米・米粉用米の数量払い（作柄調整）のイメージ

作柄調整の計算については、以下により行われます。

作柄指数	基準単収	×	作柄指数	=	調整後の基準単収
○作柄指数 95 の場合	567 kg	×	0.95	=	538.7 kg
○作柄指数 100 の場合	567 kg	×	1.00	=	567.0 kg
○作柄指数 105 の場合	567 kg	×	1.05	=	595.4 kg



⑧ 飼料用米について、多収性品種による作付転換を推進するため、一般品種の支援水準は令和6年産から令和8年産にかけて段階的に引き下がります。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	5.5～10.5万円/10a (標準単価8.0万円/10a)	5.5～9.5万円/10a (標準単価7.5万円/10a)	5.5～8.5万円/10a (標準単価7.0万円/10a)	5.5～7.5万円/10a (標準単価6.5万円/10a)

⑨ 飼料用米に係る交付金単価は、「1.70mmふるい上米」のみを基準に算定されます。
飼料用米の交付金単価については、「1.70mmふるい上米」のみを基準に算定されます。
(ふるい下米は、11月上旬に国が示す地域別の発生率で計算可能です。)

【数量報告書の記載例】

	管理方式	面積	合計収量	ふるい	
				上	下
農業者A	区分	10a	574kg	567kg	7kg
農業者B	一括	10a	567kg	567kg	0kg
農業者C	一括	10a	587kg	567kg	20kg

【飼料用米に係る交付金算定方法】

- ※合計収量の内訳として、ふるい上米とふるい下米の数量を記載
- ※ふるい下米は、11月上旬に国が示す地域別の発生率で計算可
- ※水田活用の直接支払交付金の単価は、ふるい上米のみを基準に算定

(3) 出荷時の留意事項

- 加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。
- 主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。
- 選択した取組方法に応じて、決められた数量を出荷してください。
 - ①飼料用米等の生産圃場を特定する「区分管理方式」で取り組む場合は、「飼料用米等を生産した圃場のふるい下米を含む全収穫量」を出荷してください。
 - ②主食用米の生産圃場及び乾燥・調製を主食用米と区分せず行う「一括管理方式」で取り組む場合は、当初の契約数量を出荷することが原則ですが、作柄変動による変更を行うことができます。(農政局長と協議が必要になります。)
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行って下さい。
 - ※食糧法に基づく措置（不正転用による不当利益防止）
新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。
 - ※米トレーサビリティ法に基づく措置（流通ルートの特定）
米・種粍を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

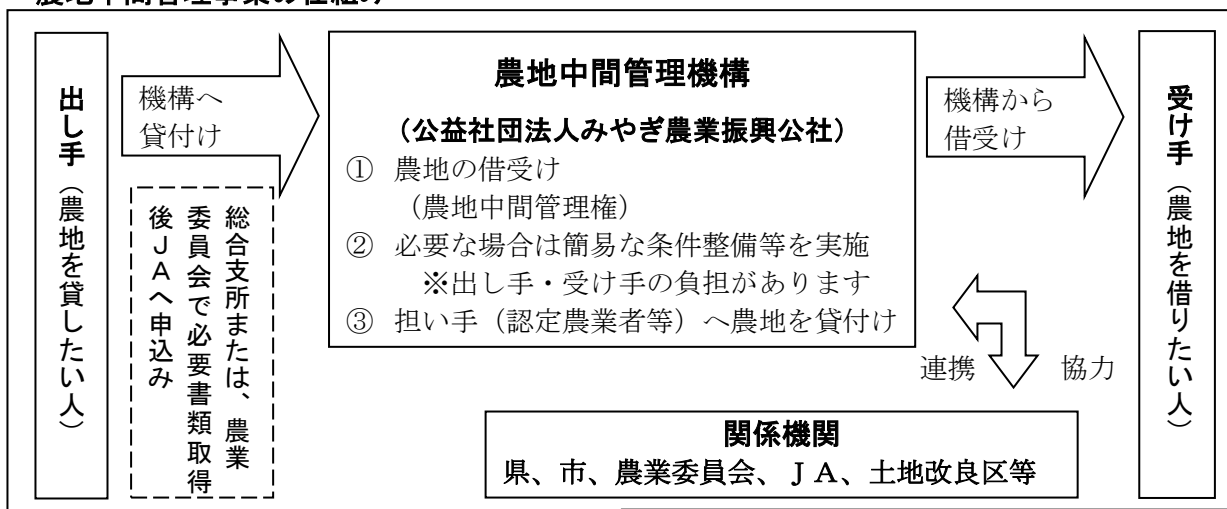
※確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

【こんな行為は違反です！】

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだ圃場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

農地中間管理事業による農地集積の概要

1 農地中間管理事業の仕組み



2 農地中間管理事業の実施地域

農業振興地域の区域内の農地

※受け手で新たに中間管理事業を活用する方は借受希望申込が必要です。産業総務課までご連絡ください。

3 農地中間管理事業の利用方法

(1) 出し手(農地を貸したい人)は、下記の書類を取得してください。

取得書類	取得場所
①経営農地筆別票	登米市農業委員会、または登米市内の総合支所 (中田庁舎では農業委員会)
②農家基本台帳	
③個人一覧表	

(2) 該当の各エリア(西部・南部・東部) **営農経済センター**で上記の書類を提出し、契約書類を作成します。

書類作成には日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。また、上記の書類をお持ちいただけない場合、受付できかねますので取得についてよろしく願いいたします。

(3) 契約書類の準備ができましたら、後日、JAより連絡します。

下記の書類を各エリア(西部・南部・東部) 営農経済センターにお持ちください。

なお、地権者と耕作者の合意の上、営農経済センターにお越しください。

地権者(農地の所有者)	耕作者(農地の借受者)
①金融機関の通帳	①金融機関の通帳
②実印	②通帳の届出印
③印鑑証明書 ※記載の住所と登記簿の住所が違う場合は住民票を添付してください。	※すでに中間管理事業を活用している耕作者は認印のみ

(4) 契約手続き完了までに3ヵ月ほどかかります。

契約手続きが完了すると登米市産業経済部産業総務課より『**公告証明(契約書)**』が届きますので大切に保管してください。

(5) 中間管理事業の利用に係るお問合せ先

《経営農地筆別票(農地台帳)・農業者年金・農地の状況等に関すること》

登米市農業委員会事務局 TEL 0220-34-2317

《申込み・手続きに関すること》

西部営農経済センター TEL 0220-22-3232 【西部エリア(迫町・南方町)】

南部営農経済センター TEL 0220-55-3111 【南部エリア(米山町・登米町・豊里町)】

東部営農経済センター TEL 0220-34-7011 【東部エリア(中田町・石越町・東和町)】

4 機構集積協力金

(1) 地域集積協力金

地域内での話し合いに基づき、農地中間管理機構に貸し付け、又は貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手へ農地集積・集約化に取り組んだ地域に交付されます。

【交付対象地域】

人・農地プランの策定地域内で、話し合いに基づき対象期間内に一定割合以上の農業振興地域内の農地を機構に貸し付け又は貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託に取り組む地域。

【対象期間】

契約月が、3月から翌年2月までの1年間

【交付要件】

地域内の交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手へ集積されることが確実であること。

【交付単価】

	一般地域	中山間地域	交付単価
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

※機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外。(機構の活用率の算定には加える)

※再交付申請する地域については、前回交付区分より高い区分での申請となります。

※機構活用率は「(機構への貸付総面積+機構の農作業委託面積)÷(地域の農地面積)

【交付対象面積】

- ①対象期間内の貸付面積－再貸付面積－貸付期間6年未満の農地面積
- ②対象期間内の農作業委託面積

(2) 集約化奨励金

【交付対象地域、対象期間】

(1) 地域集積協力金と同様

【交付要件】

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地及び樹園地は50a以上)の団地面積の割合が翌々年度までに10ポイント以上増加等

【交付単価】

- ①団地面積の割合が10ポイント以上増加：1.0万円/10a
- ②団地面積の割合が20ポイント以上増加：3.0万円/10a
- ③(既に団地面積の割合が30%以上の「地域」)

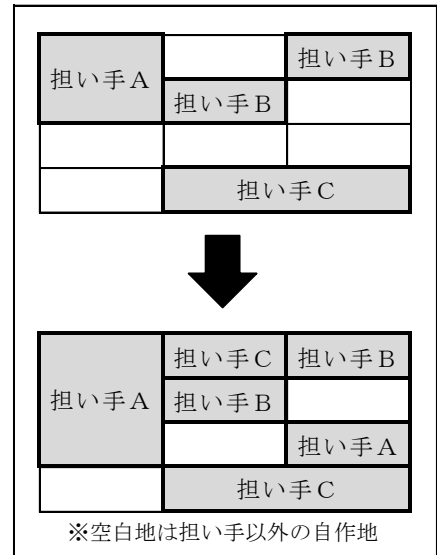
1団地当たりの平均面積が1.5倍以上：3.0万円/10a

※農作業委託は半額の交付単価

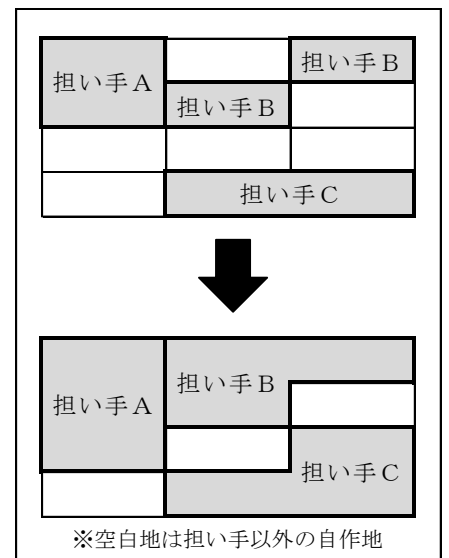
【交付対象面積】

対象期間内の転貸面積(又は農作業委託面積)のうち、新たに団地化した面積

農地集積のイメージ



農地集約のイメージ



※上記(1)(2)の補助事業については、令和5年12月現在の内容です。

問い合わせ先 登米市産業経済部産業総務課農業経営支援係

TEL 0220-34-2716

日本型直接支払事業の概要

○事業概要

農業の多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

平成 27 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施しています。

1 多面的機能支払

地域共同による農業・農村の多面的機能を支える活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を行う活動を支援し、農地等の地域資源の適切な保全管理と農村の活性化を図ります。

(1) 農地維持支払

【支援内容】

水路・農道等の管理を地域で支える活動を支援します。

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等

【対象者】

- ・農業者のみで構成される活動組織、または農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

(2) 資源向上支払

【支援内容】

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動等

【対象者】

- ・農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

【交付単価（円/10a）】

地 目	①農地維持支払 交付単価	②資源向上支払 交付単価（※1, 2）	①と②に取り組む 場合の交付単価
田	3,000 円	2,400 円	5,400 円
畑（果樹園含）	2,000 円	1,440 円	3,440 円
草地	250 円	240 円	490 円

※1：②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要です。

※2：現行の多面的機能支払事業で5年以上継続して取り組んでいる地区は、②の単価は、75%になります。

◇対象農地は農振農用地区域内農用地とします。但し、農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能維持の観点から必要と認める農地も支援します。

2 中山間地域等直接支払（中山間地域）

農業生産の不利な中山間地域の農業生産活動を維持するため、集落単位に交付金を交付し、平場との農業生産条件の不利を補正し、農業生産の維持を図りながら農地の多面的機能を発揮します。

【支援内容】

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地のコスト差（生産費）を支援します。

【対象者】

- ・集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続して取り組む農業者等

【交付単価（円/10a）】

地目	区分		交付単価
田	急傾斜	1/20 以上	21,000 円
	緩傾斜	1/100 以上 1/20 未満	8,000 円
畑	急傾斜	15 度以上	11,500 円
	緩傾斜	8 度以上 15 度未満	3,500 円
草地	緩傾斜	8 度	3,000 円

3 環境保全型農業直接支払

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入を促進し、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図ります。

【支援内容】

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

【対象者】

- ・複数の農業者による任意組織及び農業者団体、または一定の条件を満たす農業者

【交付単価（円/10a）】

対象取組	交付単価
有機農業（化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組）	
①飼料用米以外の作物で炭素貯留効果の高い有機農業を実践する場合 ※加算措置（土壌診断、堆肥の施用等の実施）	14,000 円
②飼料用米以外の作物	12,000 円
主作物の作付けについて、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせ③から⑨のいずれかを行う取組	
③カバークロップ（緑肥）の作付け ※主作物の休閑期などに栽培される収穫対象とならない作物	6,000 円
④冬期湛水管理	4,000 円
⑤冬期湛水管理（有）※④に加え、市販の有機質肥料を施用する。	7,000 円
⑥冬期湛水管理（畦）※④に加え、漏水防止処置を実施する。	5,000 円
⑦冬期湛水管理（有・畦）※④～⑥の取組をすべて実施する。	8,000 円
⑧堆肥（牛ふん等）の施用	2,200 円
⑨秋耕	800 円

※上記にある各事業の交付単価については上限額であるため、国・県・市の予算の範囲内での交付となります。

※詳細は市のホームページにも掲載しております。

問い合わせ先 登米市産業経済部農林振興課農村環境係

TEL 0220-34-2709

【参考資料①】 令和6年度水田農業における品目別の所得試算額

【主食用米・新規需要米】

区分	単位	主食用米（ひとめぼれ）		加工用米（うるち）	
		令和4年産	令和5年産	コメ新市場開拓等促進事業	
				対象	対象外
単収①	kg/10a	567	567	567	567
価格②	円/60kg	10,500	11,600	7,000	7,000
粗収益③=①*②	円/10a	99,225	109,620	66,150	66,150
生産費④	円/10a	97,587	98,353	98,353	98,353
生産物所得⑤=③-④	円/10a	1,638	11,267	△ 32,203	△ 32,203
戦略作物助成⑥	円/10a	—	—	—	20,000
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	—	—	15,000	15,000
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	—	—	—	5,000
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	—	—	—
コメ新市場開拓等促進事業交付金⑩	円/10a	—	—	30,000	—
交付金計⑪=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	円/10a	—	—	45,000	40,000
総所得⑫=⑤+⑪	円/10a	1,638	11,267	12,797	7,797

区分	単位	輸出用米（ひとめぼれ）		飼料用米（2ha以上）	
		コメ新市場開拓等促進事業		一般品種	多収性品種
		対象	対象外		
単収①	kg/10a	567	567	567	660
価格②	円/60kg	9,000	9,000	900	900
粗収益③=①*②	円/10a	85,050	85,050	8,505	9,900
生産費④	円/10a	98,353	98,353	93,270	93,270
生産物所得⑤=③-④	円/10a	△ 13,303	△ 13,303	△ 84,765	△ 83,370
戦略作物助成⑥	円/10a	—	—	75,000	95,531
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	—	3,000	13,000	10,000
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	—	10,000	3,000	3,000
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	20,000	—	—
コメ新市場開拓等促進事業交付金⑩	円/10a	40,000	—	—	—
交付金計⑪=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	円/10a	40,000	33,000	91,000	108,531
総所得⑫=⑤+⑪	円/10a	26,697	19,697	6,235	25,161

※上記の金額は、試算値であり金額を保証するものではありません。

【単収】

■主食用米、加工用米及び輸出用米（一般品種）の単収は、令和6年度の登米市農家配分基準単収（567kg/10a）を使用した。

【価格】

■主食用米の価格は、令和5年産におけるみやぎ登米農業協同組合の生産者概算金（環境保全米・ひとめぼれ・1等：11,600円/60kg）を使用した。

■加工用米の価格は、令和5年産におけるみやぎ登米農業協同組合の生産者概算金（うるち・1等：7,000円/60kg）を使用した。

■輸出用米の価格は、令和5年産におけるみやぎ登米農業協同組合の生産者概算金（環境保全米・ひとめぼれ・1等：9,000円/60kg）を使用した。

■飼料用米の価格は、令和5年産におけるみやぎ登米農業協同組合の飼料用米仮渡金（15円/kg）を60kg換算した金額（900円/60kg）を使用した。

【生産費】

■主食用米、加工用米及び輸出用米の生産費は、令和4年産における全算入生産費（個別経営・全国：128,932円/10a）から家族労働費（個別経営・全国：30,579円/10a）を除いた金額（98,353円/10a）を使用した。

■飼料用米の生産費は、令和4年産における全算入生産費（個別経営・全国：122,950円/10a）から労働費（個別経営・全国：29,680円/10a）を除いた金額（93,270円/10a）を使用した。

【大豆】

区分	単位	大豆（継続）		大豆（拡大）		大豆（委託） 地権者
		畑作物産地形成促進事業		畑作物産地形成促進事業		
		対象	対象外	対象	対象外	
単収①	kg/10a	179	179	179	179	—
価格②	円/60kg	7,476	7,476	7,476	7,476	—
粗収益③=①*②	円/10a	22,303	22,303	22,303	22,303	29,910
生産費④	円/10a	59,609	59,609	59,609	59,609	3,932
生産物所得⑤=③-④	円/10a	△ 37,306	△ 37,306	△ 37,306	△ 37,306	25,978
戦略作物助成⑥	円/10a	—	35,000	—	35,000	—
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	5,000	5,000	5,000	5,000	—
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	—	—	6,000	6,000	—
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	—	—	—	—
畑作物産地形成促進事業交付金⑩	円/10a	40,000	—	40,000	—	—
畑作物の直接支払交付金⑪	円/10a	28,132	28,132	28,132	28,132	—
交付金計⑫=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪	円/10a	73,132	68,132	79,132	74,132	—
総所得⑬=⑤+⑫	円/10a	35,826	30,826	41,826	36,826	25,978

【園芸作物】

区分	単位	ばれいしょ（1ha拡大）		キャベツ（30a拡大）	
		畑作物産地形成促進事業		畑作物産地形成促進事業	
		対象	対象外	対象	対象外
単収①	kg/10a	3,000	3,000	5,000	5,000
価格②	円/60kg	3,420	3,420	3,600	3,600
粗収益③=①*②	円/10a	171,000	171,000	300,000	300,000
生産費④	円/10a	122,000	122,000	229,000	229,000
生産物所得⑤=③-④	円/10a	49,000	49,000	71,000	71,000
戦略作物助成⑥	円/10a	—	—	—	—
産地交付金（地域枠）⑦	円/10a	23,000	23,000	23,000	23,000
産地交付金（県枠）⑧	円/10a	50,000	50,000	30,000	30,000
産地交付金（国枠）⑨	円/10a	—	—	—	—
畑作物産地形成促進事業交付金⑩	円/10a	40,000	—	40,000	—
畑作物の直接支払交付金⑪	円/10a	—	—	—	—
交付金計⑫=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪	円/10a	113,000	73,000	93,000	53,000
総所得⑬=⑤+⑫	円/10a	162,000	122,000	164,000	124,000

※上記の金額は、試算値であり金額を保証するものではありません。

【単収】

■大豆の単収は、登米市における平成28年度から令和4年度の7年間の収量のうち、最高年と最低年を除いた5年平均（7中5）の収量（179kg/10a）を使用した。

■ばれいしょ及びキャベツの単収は、宮城県による算定数値を使用した。

【価格】

■大豆の価格は、令和3年産の仮渡金に精算金を加えた最終手取単価（タチナガハ・大粒・1等：7,476円/60kg）を使用した。

■ばれいしょ及びキャベツの価格は、宮城県による算定数値を使用した。

【粗収益】

■大豆（委託面積）の粗収益は、令和4年度における登米市内転作受委託単価（地代）の平均（29,910円/10a）を使用した。

【生産費】

- 大豆の生産費は、令和4年産における全算入生産費（組織法人経営体・全国：59,609円/10a）を使用した。
- 大豆（委託者）の生産費は、地権者負担分相当額として、令和4年産米における全算入生産費（個別経営・全国）の土地改良及び水利費の金額（3,932円/10a）を使用した。
- ばれいしょ及びキャベツの生産費は、宮城県による算定数値を使用した。

【交付金】

- 大豆は、担い手による機械作業が中心となるため、戦略作物集積加算の対象者とした。（3ha以上、東和・津山は2ha以上）
- 畑作物の直接支払交付金（大豆）は、登米市における平成28年度から令和4年度の7年間の収量のうち、最高年と最低年を除いた5年平均（7中5）の収量（179kg/10a）に、課税事業者の平均交付単価（9,430/60kg）を乗じた金額（28,132円/10a）を使用した。

【参考資料②】 各種交付金の組み合わせによる交付見込額

（単位：円/10a）

作物名	加工用米		新市場開拓用米（輸出用米）				大豆・麦		園芸作物	
	対象	対象外	対象（多収）	対象（一般）	対象外（多収）	対象外（一般）	対象	対象外	対象	対象外
■コメ新市場開拓等促進事業（加工用米・新市場開拓用米） ■畑作物産地形成促進事業（大豆・麦・園芸作物）	30,000	×	40,000	40,000	×	×	40,000	×	40,000	×
戦略作物助成	×	20,000	—	—	—	—	×	35,000	—	—
産地交付金（国） 新市場開拓用米助成	—	—	×	×	20,000	20,000	—	—	—	—
産地交付金（国） 新市場開拓用米複数年契約助成	—	—	10,000	10,000	×	×	—	—	—	—
産地交付金（県） 新市場開拓用米低コスト生産助成	—	—	×	×	10,000	10,000	—	—	—	—
産地交付金（県） 加工用米低コスト生産助成	×	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—
産地交付金（県） 大規模露地園芸助成（新規1ha）	—	—	—	—	—	—	—	—	50,000（注）	
産地交付金（県） 露地園芸助成（新規30a）	—	—	—	—	—	—	—	—	30,000（注）	
産地交付金（県） 大豆・麦類・飼料作物等付並大助成	—	—	—	—	—	—	6,000	6,000	—	—
産地交付金（地域） 園芸作物等基本助成	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	
産地交付金（地域） 園芸重点振興作物奨励助成	—	—	—	—	—	—	—	—	5,000	
産地交付金（地域） 園芸作物等集積助成（30a以上）	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000（注）	
産地交付金（地域） 園芸作物等新規拡大助成	—	—	—	—	—	—	—	—	8,000	
産地交付金（地域） 戦略作物集積助成（3ha以上）	—	—	—	—	—	—	5,000	5,000	—	—
産地交付金（地域） 新市場開拓用米多収系品種導入助成	—	—	5,000	—	5,000	—	—	—	—	—
産地交付金（地域） 新市場開拓用米低コスト加速化助成	—	—	×	×	3,000	3,000	—	—	—	—
産地交付金（市） 加工用米低コスト加速化助成	15,000	15,000	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	45,000	40,000	55,000	50,000	38,000	33,000	51,000	46,000	50,000 ～ 113,000	10,000 ～ 73,000

※（注）は重複交付不可

各種書類の提出時期

提出書類	提出時期
生産調整及び水稲生産実施計画書	2月22日まで
畑地化促進事業に係る取組申請書	2月27日まで
経営所得安定対策等交付金交付申請書	6月30日まで
経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状（新規申請者、名義変更者、口座変更者）	6月30日まで
水稲生産実施計画書兼営農計画書	6月30日まで
水田飼料作物利用供給計画書・利用供給協定書	6月30日まで
戦略作物集積加算に係る大豆生産技術取組状況報告書	6月30日まで
新市場開拓米（輸出用米）、加工用米、飼料用米、米粉用米に係る低コスト生産取組状況報告書	6月30日まで
新規需要米取組計画書（飼料用米・加工用米・米粉用米・WCS等）	6月30日まで
飼料作物（牧草）に係る播種実施報告書	9月30日まで
水田飼料作物に係る収量記録書、放牧記録書	9月30日まで
水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書（※年内交付のためには、早めの提出が必要となります。）	9月～ 12月20日まで
新規需要米生産集出荷数量一覧表	12月20日まで
交付対象作物の販売証明書（出荷伝票・受領書等写し）	誓約書提出日又は 翌年6月末まで
水田飼料作物受領報告書	誓約書提出日又は 翌年6月末まで
転作作業日誌	作業終了後随時
水田飼料作物に係る給餌記録書	作業終了後随時

各種交付金の交付予定時期

交付金の種類	交付予定時期	
水田活用の直接支払交付金 戦略作物助成・産地交付金（地域設定枠・国枠）	12月～3月末	
水田活用の直接支払交付金 産地交付金（県枠）	3月頃	
畑地化促進事業交付金	12月～3月末	
コメ新市場開拓等促進事業交付金	12月～3月末	
畑作物産地形成促進事業交付金	12月～3月末	
畑作物の直接支払交付金	面積払（営農継続支払）	11月頃
	数量払（麦・なたね）	12月頃
	数量払（大豆・そば）	1月～5月頃

※国の要綱・要領の変更により、事業内容・交付時期等に変更が生じる場合があります。

登米市農業再生協議会事務局

(登米市産業経済部農政課内)

〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18

TEL 0220-34-2831

FAX 0220-34-2832